附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙様式第七（第十六条関係）

防衛省共済組合　市ヶ谷センター所属所長　殿

（実施機関の長）

高額療養費に関する通知書（　　年　　月分）

次のとおり通知する。

枚中の　　枚目

①本人欄						②被扶養者欄		
番号	所　属	階級	氏　名 （生年月日）	金　額	備　考	氏　名	金　額	備　考
			（　年　月　日）	円			円	
							円	
							円	
			（　年　月　日）	円			円	
							円	
							円	
			（　年　月　日）	円			円	
							円	
							円	

備考

1　この通知書は、自衛官等が療養を受けた月ごとに作成し、電子メールで送信する。

2　自己負担額が21,000円以上のものを入力する。該当者がない場合は「該当者なし」と入力する。

3　金額欄には自己負担額（令第17条の６第１項第２号に規定するなお負担すべき額があった場合は、その費用の額）を入力する。

4　備考欄には令第17条の６第１項第１号以外に該当する場合その適用される条、項及び号の番号を入力する。

5　該当者ごとの診療報酬請求書（写）をＰＤＦ形式で添付して送信する。

6　共済組合からは、被扶養者欄に記入の上電子メールにて返信される。

別紙様式第七（第十六条関係）

防衛省共済組合　支部長　殿

（実施機関の長）

高額療養費に関する通知書（　　年　　月分）

次のとおり通知する。

枚中の　　枚目

①本人欄						②被扶養者欄		
番号	所　属	階級	氏　名 （生年月日）	金　額	備　考	氏　名	金　額	備　考
			（　年　月　日）	円			円	
							円	
							円	
			（　年　月　日）	円			円	
							円	
							円	
			（　年　月　日）	円			円	
							円	
							円	

備考

1　この通知書は、自衛官等が療養を受けた月ごとに作成し、送付する。ただし、書面で行う場合には、３部作成し、うち２部を送付する。

2　自己負担額が21,000円以上のものを入力する。該当者がない場合は「該当者なし」と入力する。

3　金額欄には自己負担額（令第17条の６第１項第２号に規定するなお負担すべき額があった場合は、その費用の額）を入力する。

4　備考欄には令第17条の６第１項第１号以外に該当する場合その適用される条、項及び号の番号を入力する。

5　該当者ごとの診療報酬請求書（写）をＰＤＦ形式で添付して送信する。

6　共済組合からは、被扶養者欄に記入の上返送される。

7　用紙寸法　日本工業規格A列４番